



# 受診事業所 募集開始

〆切 平成27年6月30日(火) \*以後も受付いたしますが、なるべく期間内にお申込みください。

## 各事業所長様

平成27年度

介護・福祉サービス第三者評価受診事業所募集について

(御案内)

本支援機構では、介護・福祉サービスを提供する施設・事業所における第三者評価の積極的な受診を呼びかけております。

つきましては、下記の概要をご参照いただき、貴事業所(施設)におかれましては、積極的に第三者評価の受診に応募いただきますようお願いいたします。

(応募の詳細については、本機構のホームページ

<http://kyoto-hyoka.jp/> に掲載しています)

### 【応募手続き】

ホームページより受診応募票をダウンロードしてご利用ください。

#### ★受診応募票★

希望評価機関、希望訪問調査月や自己評価の実施体制、応募動機などをご記入ください

### 【評価分野・料金】

介護サービス分野	評価を受けるサービス(受診サービス)	
	通所系・入所系サービスの場合	123,428円
	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与(販売)のみの事業所	113,142円

福祉サービス分野	保育所 障害福祉事業所 社会的養護の施設	308,572円
	共通評価項目	205,715円

※ きょうと福祉人材育成認証制度への宣言をした場合、助成の対象となる可能性があります。

詳細は支援機構までお問い合わせください。

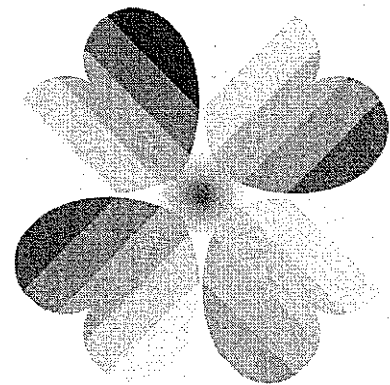
※ 訪問調査の時期については、施設・事業所のご希望によりますが、年度末は大変込み合いますのでお早めの受診をご検討いただきますようお願いいたします。

## 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内

TEL : 075-252-6292 FAX : 075-252-6310

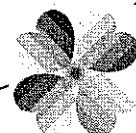
## ★サービス向上宣言★



きょうと福祉人材育成認証制度の必須項目です

### 受診事業所の声 (アンケートより)

課題・情報の共有ができた。  
自分たちでは見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。  
人材育成としての効果が大きく、職員のモチベーションが上がった。



平成27年度 介護・福祉サービス第三者評価  
受診施設・事業所募集について

1 応募について

- ① 評価を受診することについて意欲を持っていること。
- ② 施設・事業所に、管理者等を含む複数の従業者から構成される「サービス評価委員会」等を設けることができること。
- ③ 評価結果の公表に同意できること。

2 応募手続

「受診応募票」に必要事項をご記入いただきご応募ください。  
☆様式はホームページよりダウンロードすることができます。

3 募集期間 平成27年6月30日（火）まで

※以降も受け付けますが、極力上記期間内にお申し込みください。

4 決定について

応募書類を確認後、評価機関を調整し決定文書をお送りします。状況によっては多少お時間がかかることがあります。受診応募票の送付から1か月以上経過しても決定通知が届かない場合は、大変お手数ですが事務局まで御連絡ください。

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都5F

<京都府社会福祉協議会（担当：大林、矢野）>

TEL 075-252-6292

FAX 075-252-6310

<http://www.kyoto-hyoka.jp>

## 介護・福祉サービス第三者評価について

### 京都の「第三者評価」のこだわり

「受審」ではなく「受診(ありのままを見る)」。

評価という言葉から「審判する」というイメージを強く感じるかもしれませんが、京都の場合、審判を受けるための「受審」ではなく、ありのままを確認する「診る(みる)」「受診」という表現をしています。

### 基本的な考え方

次の手順・流れによって行われます。

〔受診募集〕



〔受診希望の申請(受診応募票)〕(事業所→支援機構)



受診希望事業者は、支援機構に対し、受診希望の申請を行います。

受診決定を通知



支援機構は、受診希望事業者の申請状況を踏まえ、受診の決定を行います。

※支援機構は、受診決定事業者の希望を可能な限り尊重し、希望する第三者評価機関(以下、「評価機関」)を決定します。ただし、特定の評価機関に受診希望事業者が集中した場合などは、支援機構において調整することがあります。

〔調査依頼〕



〔契約の締結〕



受診事業者は、評価機関との間で、評価方法・手順、契約期間、評価料金、評価結果の公表などを定めた第三者評価契約書の締結を行います。

評価(調査)



評価機関は、介護サービスと福祉サービスのそれぞれの分野で定められた評価基準と評価

手法により事業所の評価を行います。

〔評価結果を報告〕



評価機関は、評価結果を受診事業者に報告し、その結果の公開・公表について受診事業者の了解を得て、評価結果を支援機構に報告します。

評価結果の公表・HP情報公表（認定証の発行）



評価結果はホームページ上で公開・公表されます。

情報の活用 サービス利用 等

評価結果はホームページ上で公開・公表されます。

### どのような人が評価するの？

京都府から認定を受けた評価機関が評価を実施します。評価機関に所属する評価調査者は養成研修を受講し、認定された者です。管理者としての経験がある者、福祉の資格や業務経験のある者などにより構成する3名のチームで訪問調査を行います。（ただし、介護サービスの一部では2名の場合もあります）

### 評価の主な内容は？

主にサービス提供体制や取り組みについて、下記の方法で評価します。

- 管理者・職員からの聞き取り
- 利用者ヒアリング
- 事業所見学
- 事前に実施する利用者へのアンケート結果 など

### 利用者と事業者の双方にメリットがある仕組みです。

- 利用者は、介護・福祉サービス事業所を選ぶ際に役立つ情報を得ることができます。
- 利用者は、現在、サービスを受けている事業所が問題解決やサービス向上に感心があるか確認することができます。
- 事業者は、第三者評価を受診することにより、改善が必要なところが明確になるなど、サービスの質の向上に具体的に取り組む契機とすることができます。
- 事業者は、評価結果情報公開が公開されている第三者評価ホームページ上の自らの事業所ページを一部編集することによって、利用者に選ばれる事業者として、自らの特色を打ち出すことができると共に、サービスの透明性をアピールできます。

### 事業者は、受診することにより具体的なアドバイスを得ることができます。

- 評価を受けると、評価項目ごとの評価結果対比シート(a, b, c の三段階および項目ごとにコメント)と「アドバイス・レポート」が作成されます。
- 「アドバイス・レポート」「総括コメント」には、事業所の“良い点”や“改善を要する点”が具体的にわかりやすく記載されます。
- 訪問調査時には、京都府が認定した評価機関に所属する3人(受診サービスによっては2人)の評価調査者が事業所を訪問しますので、様々な観点からアドバイスを受けたり、意見を交換することができます。

### 評価を受けた事業所の感想は?

受診事業所のアンケート結果では、多くの事業所から9割以上が「意義があった」と回答しています。との回答をいただいています。

例えば、こんな声が寄せられています。

- 事業所内の意識が高まった
- 受診をきっかけに今まで私達が行ってきたことの見直しが出来た
- サービスの質について考える機会となった
- 自分の施設の強み、弱みが明らかになった

### 「行政監査」との違いは?

行政監査は、法令が求める認可基準や最低基準が守られているかどうかを確認するためのものです。一方、第三者評価は、最低水準より高い利用者本位の福祉サービスを実現するため、事業者が自発的に受診し、自らのサービスの向上を目指すものです。

例えば…

- 入浴は利用者の障害程度など個人的事情に配慮しているか
- 入浴は利用者の希望に沿って行われているか 等(障害分野評価項目より抜粋)
- 入浴は週2回以上行われているか

### どのような人が評価するのですか?

京都府から認定を受けた評価機関が評価を実施します。評価機関に所属する評価調査者は養成研修を受講し、認定された者です。管理者としての経験がある者、福祉の資格や業務経験のある者などにより構成する3名のチームで訪問調査を行います。

## 評価の主な内容は？

主にサービス提供体制や取り組みについて、下記の方法で評価します。

- 管理者・職員からの聞き取り
- 利用者ヒアリング
- 事業所見学
- 事前に実施する利用者へのアンケート結果 など...

○訪問調査実施時に、確認を必要とすると思われる文書類は以下のとおりです。

◆ガイダンス時に必要なもの (下記の「※」印の文書については、訪問調査前に評価機関に送付するものです。)
施設（事業所）概要パンフレット（※）
広報誌・お便り等発行物（直近のもの）（※）
事業計画・年間行事計画（※）
事業報告
収支予算書
重要事項説明書（ひな型）
契約書（ひな型）
組織表
◆ヒアリング時に必要なもの 個別記録は、個人情報に配慮してください。その他の文書については、口頭に必要な事柄をたずねられたときに提示できるよう準備が必要です。
個別記録（ケアプラン票を含む）
ボランティア受入れに関するもの
接遇に関するもの
拘束・虐待に関するもの
プライバシー保護に関するもの
意見箱・提案箱の取り扱いに関するもの
サービスの標準的な手順、留意点等に関するもの
相談に関するもの

○評価料金等

介護サービス分野	評価を受けるサービス(受診サービス) 通所系・入所系サービスが含まれる事業所	評価を受けるサービス(受診サービス) 居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具 貸与(販売)のみの事業所
	123,428円	113,142円

福祉サービス分野	介護保険以外の 老人福祉施設 (養護老人ホーム、 ケアハウス)	児童館	社会的養護の施設	保育所 障害事業所
共通評価基準 のみ	1施設当たり 205,715円	1施設当たり 205,715円	—	—
共通評価基準 と付加基準	—	1施設当たり 308,572円	1施設当たり 308,572円	—
保育所 評価基準	—	—	—	1施設当たり 308,572円
障害事業所 評価基準	—	—	—	1施設当たり 308,572円
評価項目	共通評価基準 (55項目)	共通評価基準 (52項目)	児童養護施設、児 童自立施設、乳児 院、母子生活支援 施設、情緒障害児 短期治療施設の各 評価基準	保育所評価 (71項目)
		付加基準 (21項目)		障害事業所 (62項目)

(平成27年度)

内訳は、訪問調査を実施する際の交通費や評価調査者の日当、評価審査委員会の開催経費、評価機関の事務費などに要する経費です。さらに、評価結果はインターネット上で公表されますので、その手数料や管理費等も受診料に含まれています。

【社会的養護関係施設の皆様へ】

社会的養護関係施設の事業所は、27年度から3年に1回、第三者評価を受診する必要があります。  
また、第三者評価を受診しない年度においても、自己評価を実施する必要があります。